

長野県社会保障推進協議会からのアンケート 阿部守一氏の回答

1、第2期信州保健医療総合計画「地域医療構想」について

(私たちの考え) 長野県は、今年3月に発表した第2期信州保健医療総合計画の「地域医療構想」で、2025年度に必要と見込まれる長野県の病床数を16,839床とし、2016年度の稼働病床数より1,860床少なく推計しています。県では、この計画は参考値であるとしていますが、県下10圏域での地域医療構想調整会議等では、「急性期を無理やり削減することは止めるべきだ」「在宅や介護の整備が不十分なまま病床を減らせば地域医療が崩壊する」といった医療関係者からの病床削減に反対する意見が出されています。私たちはこれを医療費抑制のための病床削減計画であり、計画は見直すべきと考えています。

問1 地域医療構想の病床数推計についてどうお考えですか。

賛同する

見直す

その他

(理由・意見)

地域医療構想の病床数推計は、人口減少社会にあつて、持続可能で安心できる医療体制を地域で構築していく上で必要なものと考えています。

その推計値は、県が国の基準を基に将来的な目安として示したものであり、地域医療構想調整会議における地域の実情を踏まえた検討を経て、誰もが地域で安心して暮らし続けることができる医療提供体制の構築につなげていくためのものです。

2、県単位化された国民健康保険の運営について

(私たちの考え) 国民健康保険の県単位化にあたって定められた県の運営方針には「国民健康保険は国民皆保険制度の根幹として堅持しなくてはならない社会保障制度」であり、「県は財政運営の責任主体として安定的な財政運営において中心的な役割を負う」としてあります。私たちは、この方針に立ち、県が財政支援の面でも中心的役割を發揮し、保険料や税を県民が払える水準にするために、県による一般会計からの法定外繰入を市町村国保へ恒常的に実施するべきと考えます。

また、市町村の法定外一般会計繰入「解消・削減」は、あくまで市町村に対する「助言」であり、「保険料・税の急激な増加につながる場合があること」を踏まえ、引き続き「繰入」が継続・充実できることを市町村に示すべきと考えます。

滞納の問題について、県の運営方針では「滞納者に対する直接面談、短期被保険者証の交付等により納付相談の機会を確保し、滞納者の状況把握に努め、個別の事情に応じた納付の促進に取り組む」ことを踏まえて、県は滞納対策を市町村だけに任せず、被保険者の

基本的人権の尊重と暮らしに十分配慮した「収納対策の支援」を行うべきと考えます。

国保法第44条の窓口負担金の減免については、被保険者が積極的に活用できるようにすることが必要と考えます。

問2 国保料・税を県民が払える水準にするための県の一般会計からの法定外繰入を行うことについてどうお考えですか。

賛成 反対 その他

(理由・意見)

国民健康保険制度は国民皆保険の一貫として国・県・市町村からの制度上定められた公費と加入者からの保険料により医療費を賄うことを基本に制度設計がされています。

したがって、安易に法定外繰入を一般会計から行うことは税と保険料との分担関係をあいまいにし、ひいては、国民皆保険の基礎をゆるがすことにもつながりかねません。

国民健康保険基盤安定事業により低所得者に係る保険料の軽減を行うとともに、医旅費の増嵩にも耐えられる安定的な財政基盤の構築に国が責任をもって取り組むよう、引き続き国に強く働きかけてまいります。

問3 市町村が行う法定外一般会計繰入について、引き続き「繰入」が継続・充実できることを市町村に示すことについてどうお考えですか。

賛成 反対 その他

(理由・意見)

国民健康保険制度は国民皆保険の一貫として国・県・市町村からの制度上定められた公費と加入者からの保険料により医療費を賄うことを基本に制度設計がされています。

したがって、安易に法定外繰入を一般会計から行うことは税と保険料との分担関係をあいまいにし、ひいては、国民皆保険の基礎をゆるがすことにもつながりかねません。

したがって、財政安定化基金を活用して市町村が行う法定外繰入れの必要性を低減させるとともに、「長野県国民健康保険運営方針」に沿って計画的な赤字の解消・削減に向けた取組を行うよう市町村に対して助言してまいります。

医療費の増嵩に耐えられる安定的な財政基盤の構想に国が責任をもって取り組むよう、引き続き国に強く働きかけてまいります。

問4 滞納処分について、県が被保険者の基本的人権の尊重と暮らしに十分配慮した収納対策の支援する立場から、市町村に対し「徴収猶予制度」、「執行停止」の周知を行うことについてどうお考えですか。

賛成 反対 その他

(理由・意見)

「徴収猶予制度」、「執行停止」については、資力が乏しい方々にとって重要な制度だと考えます。市町村においては、納付相談等の機会を設けるなど、滞納者の個々の状況を十分把握した上で、丁寧な対応を行うことが重要であり、県としても適切な助言を行ってまいります。

問5 国保法第44条の窓口負担金の減免について、被保険者が積極的に活用できるように、県が44条に基づく条例を市町村に設けるよう示すことについてどうお考えですか。

賛成 反対 その他

(理由・意見)

国保第44条の規定に基づく一部負担金の減免等を行うにあたっては、必ずしも条例での規定は必要ありませんが、被保険者に対して基準をわかりやすくお示ししていくよう、市町村に助言してまいります。